

第2章 環境・教育・文化

第1節 環境保全・野生生物

〔現状と課題〕

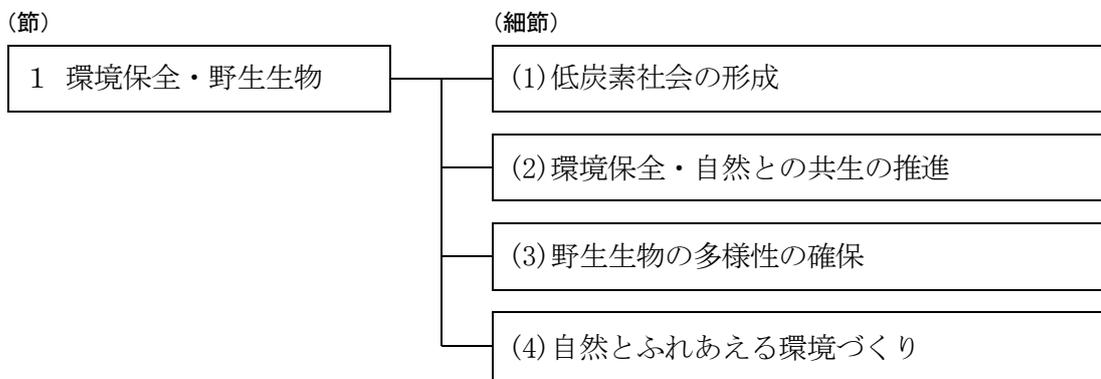
本市は、「阿寒摩周」「釧路湿原」の2つの国立公園をはじめとする、森と湖、火山、河川、湿原、海など多彩で雄大な自然環境に恵まれたまちであり、これらの自然環境の恩恵を受けながら、ひがし北海道の中核拠点都市として社会、経済の中心的な機能を担っています。

しかし、私たちの日常生活や事業活動は、大気汚染や水質汚濁などの身近な生活環境のみならず、温室効果ガスによる地球温暖化など、地球環境にまで影響を与えており、環境負荷の低減に向けた意識づくりや持続可能な社会を実現するための行動を促すなど、長期的・総合的な取り組みが求められています。

一方、自然との共生のため、湿地などの自然環境の保全、特定外来生物の防除、特別天然記念物である「タンチョウ」と「阿寒湖のマリモ」に代表される希少な動植物の保護と活用など、私たち人類と自然界との適正なバランスを保ちつつ、生物多様性を確保する取り組みも重要です。

「釧路市環境基本計画」では「自然と共生し、うるおいあふれる環境調和都市」を望ましい環境像として掲げ、その実現を目指して、生活環境・自然環境・地球環境が抱えている問題への対応を進めています。今後も、私たちの財産であるこの恵み豊かな環境を将来の世代へ継承するため、環境の保全及び創造に関する方針に基づき、市民・事業者、国内外の環境保全活動等と役割や認識を共有しながら、具体的な取り組みを推進していく必要があります。

〔施策の体系〕



〔施策展開〕

(1) 低炭素社会の形成

生活環境や経済社会活動だけでなく、大規模自然災害や生態系の変化など、自然環境にも大きな影響を与える地球温暖化の防止に寄与するため、地域特性を生かした省エネルギー・再生可能エネルギーの普及を促進し、効率的にエネルギーを使用する低炭素社会の実現に向けた取り組みを推進します。

また、温室効果ガスの約9割を占める二酸化炭素の吸収源である緑地の確保に努めます。

(2) 環境保全・自然との共生の推進

「釧路市環境基本計画」の策定により、環境の保全や創造に関する施策を総合的、計画的に

推進します。また、*ラムサール条約登録湿地である釧路湿原などの貴重な自然環境の保全のため、登録湿地相互の連携を図るとともに、湿地保全に関する国際協力活動に取り組みます。

特別天然記念物である「タンチョウ」と「阿寒湖のマリモ」など希少な動植物については、学術的な知見を踏まえ、適切な保護と活用を検討するとともに、情報発信を通じて自然との共生への意識醸成を図ることで、市民や団体、事業者による自発的な取り組みを促進します。

(3) 野生生物の多様性の確保

自然環境の保全及び野生生物の適正な保護・管理を推進するため、国、北海道、市で連携し、市町村に求められている役割分担に沿った保護・管理施策を実施し、自然生態系の適正化に努めるとともに、野生生物の多様性の確保に努めます。

(4) 自然とふれあえる環境づくり

国立公園や自然観察施設などを活用した自然観察会などの実施により、自然とふれあえる環境づくりを推進することで、国立公園の保護と保全計画に基づいた適正な利用について、利用者の理解を深めると同時に、国立公園の価値の再認識と自然保護意識の醸成に努めます。

〔関連する個別計画〕

- 釧路市環境基本計画 2011(平成23)年度
- 釧路市地球温暖化対策地域推進計画 2011(平成23)年度
- 春採湖環境保全計画 2017(平成29)年度
- 釧路市社会教育推進計画 2018(平成30)年度
- 釧路市文化芸術振興計画 2018(平成30)年度
- 釧路市動物園基本構想 2009(平成21)年度

*ラムサール条約登録湿地…正式名は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。採択地（イラン・ラムサール）の名をとってラムサール条約と略称される。

第2節 共生

〔現状と課題〕

人口減少やライフスタイルの変化に伴う単身世帯の増加や地域のつながりの希薄化により、地域のコミュニティが弱体化しつつあります。特に、本市では単身高齢者世帯が増加しており、助け合いや見守りなど、地域のコミュニティに期待される役割はますます大きくなっています。

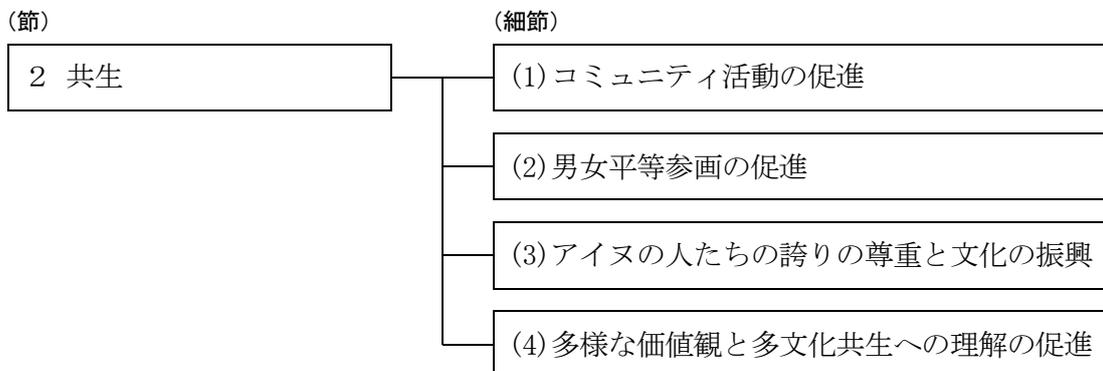
町内会活動では、加入率の低下や役員、会員の高齢化などの課題がありますが、防災・防犯・福祉など町内会が担う*共助の役割は地域にとって欠かせないものです。

今後も、町内会をはじめとするコミュニティ活動の活性化を図るため、地区会館やコミュニティセンターなどの活動の場を計画的に整備するとともに、幅広い世代の参加を促すことで地域のつながりを強め、地域のコミュニティの担い手を育成することが求められています。

男女平等参画社会の実現を目指して、釧路市男女平等参画推進条例（2011(平成23)年4月施行）に基づき、様々な取り組みを進めてきました。今後も、市民への男女平等参画の理念の浸透、意識の醸成を図るとともに、国や北海道をはじめ関係機関等と連携し、性別にかかわらず、お互いの人権を尊重し合い、個性と能力を十分に発揮できる男女平等参画社会の実現を目指すことが重要です。

本市には、古くから北海道に暮らしてきたアイヌ民族の歴史と文化があり、地域との共生により独自のアイヌ文化が育まれています。また、国際化や社会経済状況の変化などから外国人住民が増えてきており、国・地域や文化背景の違いを豊かさとして生かした*多文化共生社会の実現を図る必要があります。

〔施策の体系〕



〔施策展開〕

(1) コミュニティ活動の促進

幅広い年代層に対して、地域住民の助け合いや支え合いの重要性などコミュニティ意識の醸成を図ることで担い手の育成を促すとともに、町内会をはじめとしたコミュニティ活動を支援します。また、コミュニティ活動の場を確保するための支援や計画的な施設整備を図り、市民が主体的な活動を展開できる環境づくりを進め、コミュニティ間の連携や情報の共有など、地域全体がさらに一体感を持って活動することができるよう、住民相互やコミュニティ間における多様な交流を推進します。

*共助…個人のみでは対応できない課題に対し住民が相互に助け合うことであり、「自助」「公助」とともに住民自治の根本となる考え方。

*多文化共生社会…国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく社会。

(2) 男女平等参画の促進

女性のための相談業務や情報の収集・提供、講座・セミナーの開催、市内で活躍する女性団体等の支援など、男女平等参画を推進する活動拠点である男女平等参画センター「ふらっと」の機能を発揮し、理念浸透や意識の醸成を図っていきます。

(3) アイヌの人たちの誇りの尊重と文化の振興

アイヌの人たちの民族的な誇りが尊重される社会を実現するため、生活の安定、向上を図るとともに、アイヌ民族の伝統文化の保存・継承、並びに国民の理解を深めるため、*イオル再生事業を推進し、地域住民との交流やアイヌ協会等の活動を支援します。

また、小中学校との連携により、アイヌ舞踊鑑賞やムックリの創作活動等、アイヌ民族の歴史・文化への理解を深めるための郷土学習の充実を図ります。

さらに、アイヌ文化の普及と振興を図るため、芸術性が高い地域のアイヌ工芸作家の技術伝承に取り組むなど、国際的なブランド化を支援します。

(4) 多様な価値観と多文化共生への理解の促進

個人の価値観や生き方が多様化している社会の変化に対応し、すべての人が尊重される社会の実現に向けた取り組みを進めます。

外国人が安心して地域で過ごすことができるよう、外国語による情報の提供、様々な相談に応じる体制の充実を図ります。また、地域で異文化理解を深め、市民主体の多様な交流を通じて、外国人が暮らしやすい環境づくりを促進します。

〔関連する個別計画〕

- くしろ男女平等参画プラン 2018(平成30)年度
- 釧路市社会教育推進計画 2018(平成30)年度
- 釧路市文化芸術振興計画 2018(平成30)年度
- 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015(平成27)年度

*イオル…アイヌの伝統的生活空間。森林や水辺等において、アイヌ文化の保存・継承・発展に必要な樹木、草木等の自然素材が確保でき、その素材を使って、アイヌ文化の伝承活動等が行われるような空間。

第3節 交流・平和

〔現状と課題〕

国内外の姉妹都市をはじめ、友好都市や姉妹港、姉妹湿地との間で経済、文化、教育、スポーツ、学術面で交流を進め、友好関係を深めています。今後も、これまで育ててきた交流の輪を次世代に引き継ぎ、個性豊かな地域づくり、活力あるまちづくりを進めるために、市民と連携した特徴ある交流を促進する取り組みが必要です。

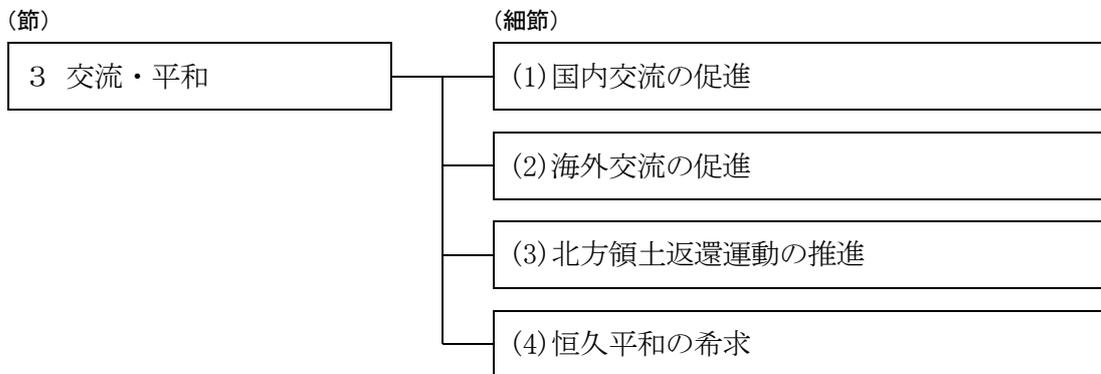
本市では、交流人口の拡大により人口減少を補完する仕組みとして、涼しい夏季、少雪で好天の日が多く、スギやヒノキの花粉が観測されない冬季の地域の気候特性や、釧路ならではの豊かな自然・食を生かした長期滞在事業を推進しています。

長期滞在者の増加とともに、滞在者のニーズは多様化しており、一層きめ細やかな対応が求められています。また、通年での交流人口の拡大や長期滞在から移住へとつなげていく取り組みが必要です。

日本固有の領土である北方領土は、戦後70年を経過した現在も、ロシアにより実効支配されており、北方領土問題が長期化するなかで、早期解決をかなえるためにも、北方領土返還運動への関心を一層高める啓発活動を通じ、国民世論の喚起のもと早期返還を推進していく必要があります。

また、恒久的な平和の実現に向け、非核平和の啓発活動を進め、平和意識を広げることが必要です。

〔施策の体系〕



〔施策展開〕

(1) 国内交流の促進

他地域の文化、人とのふれあいによる地域の活性化を図るため、国内の姉妹都市や友好都市、本市に縁のある団体などと交流を深めるとともに、観光、物産、文化、スポーツ、教育など幅広い分野において、多様な担い手による交流を促進します。

長期滞在事業は、地元の不動産、宿泊、観光、運輸等の民間事業者で構成する「くしろ長期滞在ビジネス研究会」と緊密に連携しながら、長期滞在者の方々が過ごしやすい環境の整備を進めます。

また、長期滞在事業で培った様々なノウハウを生かし、二地域居住や移住を促進します。

(2) 海外交流の促進

海外の姉妹都市、姉妹港、姉妹湿地との友好関係を次世代につなぎ、地域の特性を生かした

交流の深化に努めます。

また、民間団体等への情報提供や団体間の連携強化について支援を行い、地域の人材が活躍する多様な形の文化交流や経済交流を目指し、地域の国際化を促進します。

(3) 北方領土返還運動の推進

北方領土問題に対する理解と関心を深めてもらうため、各種啓発運動を進め、関係機関と緊密な連携を図りながら、早期返還に向けた取り組みに努めます。

(4) 恒久平和の希求

「核兵器廃絶平和都市宣言」の理念のもと、恒久平和の実現に向け、原爆の悲惨さや平和の尊さなどを伝えていくため、市民の平和意識の醸成や核兵器廃絶に向けた取り組みに努めます。また、次代を担う子どもたちに平和をテーマにした各種取り組みを通じ、平和意識の継承を図ります。

〔関連する個別計画〕

- 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015(平成27)年度

第4節 生涯学習

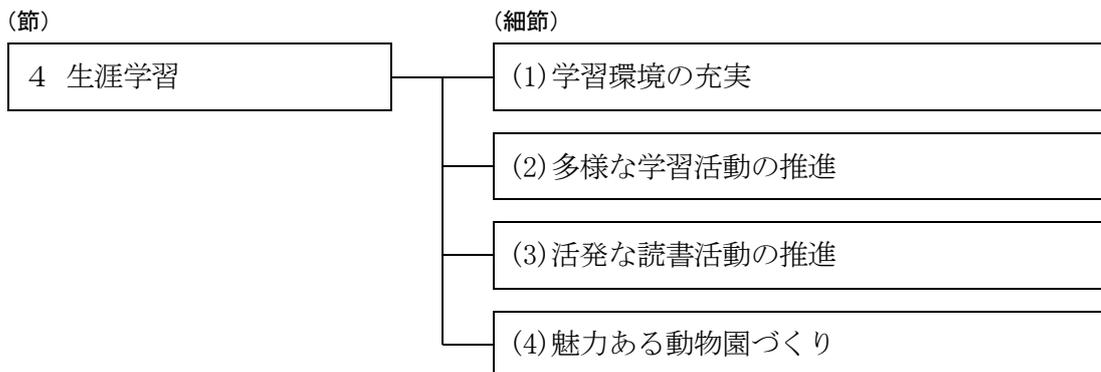
〔現状と課題〕

情報化やライフスタイルの変化により、価値観や行動様式が多様化し、人生を充実させるために、精神的な豊かさや、自発的な活動に生きがいを求める人が増えており、生涯学習の観点から主体的な学習活動への意欲が高まっています。

本市では、各種講座や講演会・発表会等、多岐にわたる学習活動が行われており、生涯学習センターや文化会館、中央図書館、公民館など、様々な社会教育施設が市民の生涯学習活動の拠点として、その振興に大きな役割を果たしています。今後も、市民が生きがいを感じ、安心して学習できる環境を整えるため、社会教育施設の整備や充実が求められています。

生涯学習が個人の教養を高める学習にとどまらず、その学習の成果が地域において循環的につながられるシステムづくりが重要であり、文化芸術部門においても、成果の発表の場としてだけでなく、身についた技術を人びとに伝える場として確保されることが必要です。また、自立した地域コミュニティの形成に生涯学習の果たすべき役割は大きく、豊富な知識とリーダーとしての資質を持つ人材の発掘と育成が求められています。

〔施策の体系〕



〔施策展開〕

(1) 学習環境の充実

生涯学習環境を充実するため、計画的に施設整備を行い、市民の誰もが、いつでも、どこでも、自由に学習し、安心して利用できる社会教育施設を目指します。

また、様々な講座やイベントなどは市民の教養を高め、生涯学習を担う人材の育成につながる重要な機会となるものです。今後も、市民ニーズを十分把握したうえで、様々な催しを企画し、市民の学習機会の充実を図ります。

(2) 多様な学習活動の推進

多様化する市民ニーズに対応するため、専門的指導者などを育成するための講座を開催することで、学習活動支援のための担い手を育てる取り組みを進めます。併せて、ホームページや*SNS、生涯学習ハンドブックにより各施設の講座やイベント、目的に合った学習内容等の情報提供に努めます。

また、学習活動を促進するため、生涯学習アドバイザーを配置し、生涯学習について気軽に相談できる体制を整えます。

*SNS…インターネットのWeb上で社会的ネットワークを構築するサービス。会員登録制オンラインサービスがあり、スマートフォン等での利用が広がっている。

(3) 活発な読書活動の推進

読書活動を通じて、生きる力を育み、人生をより豊かにするため、学校における読書活動を推進するとともに、子ども読書活動推進懇話会などを通じて、子どもと読書に関わる様々な団体や人びとが連携・協力し、地域全体で子どもの読書活動を推進します。

また、図書館の団体貸出制度を活用するなど、図書館と学校図書館との連携強化を図り、図書館バスによる地域での図書貸し出しなどにより、多くの市民に読書活動の普及・啓発を進めます。

(4) 魅力ある動物園づくり

命の大切さを学び、感動と発見のある魅力的な動物園をつくるため、園内の豊かな自然のほか、北海道に生息する動物をはじめとする様々な動物の魅力を引き出す創意工夫のある飼育環境の整備を図ります。

誰もが快適に過ごせる動物園を目指し、ユニバーサルデザイン化やレクリエーション機能の向上によって、入園者の満足度を高めます。また、ボランティア活動の充実など、市民との協働による動物園づくりに努めます。

〔関連する個別計画〕

- 釧路市社会教育推進計画 2018(平成30)年度
- 釧路市図書館基本計画 2015(平成27)年度
- 釧路市子ども読書活動推進計画 2016(平成28)年度
- 釧路市動物園基本構想 2009(平成21)年度
- 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015(平成27)年度

第5節 学校教育

〔現状と課題〕

人口減少や少子高齢化の進行、*グローバル化や科学技術の進展に伴う社会の変化は、家族形態の変容や価値観の多様化、地域社会等におけるつながりの希薄化など、社会全体に大きな影響を及ぼしています。

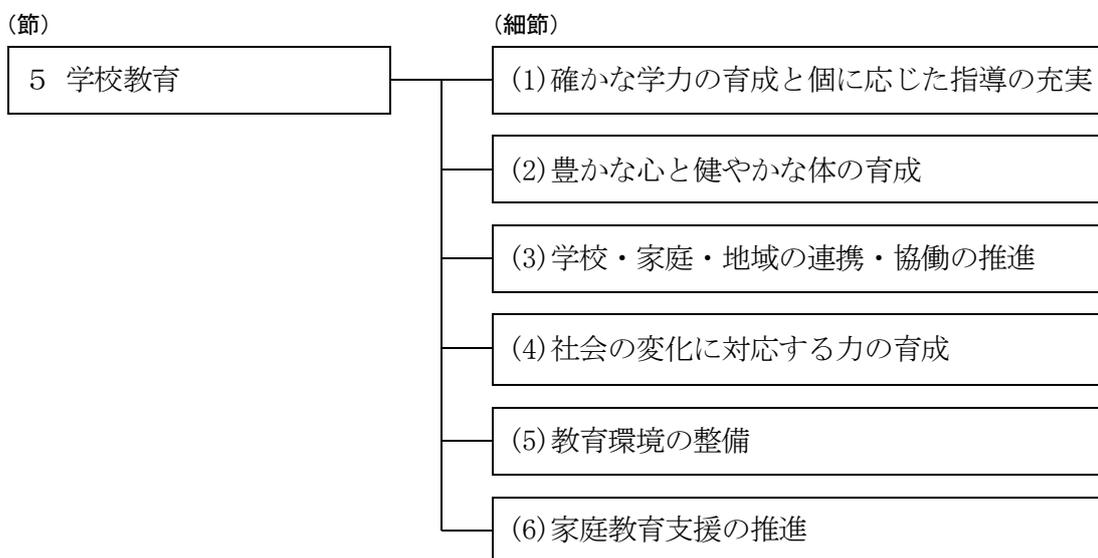
このように子どもたちを取り巻く環境が大きく変化するなか、学校教育には、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を培うことがますます重要となり、社会や世界に向き合い、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育むことが求められています。そのため、「生きて働く知識や技能」の習得はもとより、主体的に学び、判断し、行動し、よりよく問題解決する確かな学力の育成を目指し、学習指導の充実と教職員の資質の向上を図る取り組みを一層充実しなければなりません。

また、自らの生き方を探る力を培うことが重要となってきています。このため、道徳教育の充実、体験活動の推進、不登校やいじめの未然防止などにより、自分の価値を認識し、規範意識を持って他者と協働することなど人間関係を築く力を高めていくことが必要です。

さらに、子どもたちが安全に安心して学校生活を送り、豊かな学びのなかで自分の個性と能力を十分発揮することができる教育環境を整えていくことが重要です。

これらの取り組みを進めるためには、「社会に開かれた教育課程」の実現が求められているように、地域の人的・物的資源を活用するなど、地域とともにある学校づくりを進めるとともに、今後さらに学校・家庭・地域社会が連携し、それぞれの教育機能を発揮していくことが求められています。

〔施策の体系〕



〔施策展開〕

(1) 確かな学力の育成と個に応じた指導の充実

確かな学力を育成するため、子ども一人ひとりの学力の状況を把握し、個に応じたきめ細やかな指導や子どもたちの学習に対する意欲を一層高める指導の充実と教職員の資質の向上を図る取り組みの充実に努めます。

また、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の状況を把握し、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じ、適切な指導・支援を行うことができるよう、特別支援教育の充実に努めます。

*グローバル化…資本や労働力の国境を越えた移動が活性化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や海外への投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まること。

(2) 豊かな心と健やかな体の育成

社会のルール、マナーなどの規範意識や生命を大切にする心を学び、多様な人びとと互いに尊重し協働する姿勢により、人間関係を築く力を育む取り組みを進めます。

また、日頃から運動に親しむ環境づくりや食に関する正しい知識など、健康で望ましい生活習慣を身に付けるために、必要な情報を自ら集め、適切な意思決定や行動選択ができる力を育むとともに、自然災害などの危機から自らの命を守ることができるよう、危険回避能力を高める教育の充実に努めます。

(3) 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

信頼される学校づくりを進めるため、学校が保護者や地域と成果や課題を共有しながら、主体的な学校運営の改善が図られるよう、教育活動を広く発信するなど、「社会に開かれた教育課程」の実現を推進するとともに、学校・家庭・地域が連携し、それぞれの教育機能を生かした取り組みの充実に努めます。

(4) 社会の変化に対応する力の育成

豊かな国際感覚を育成するため、自国や郷土への理解はもとより、外国語の学習を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を高めるとともに、次代を担う、社会人・職業人として自立していくことができるよう、職業観の育成や職業体験活動などの取り組みの充実に努めます。

また、情報化の進展に対応するため、情報を適切に選択、活用できる能力や*情報モラルを育む教育環境の整備・充実に努めるとともに、自然環境や様々な環境問題に対する関心を高める取り組みの充実に努めます。

(5) 教育環境の整備

学びの場である学校施設の安全・安心の確保をはじめ、学校・家庭・地域の連携及び幼児教育から高等教育までの子どもの発達や学びの連続性を踏まえた丁寧な接続の充実に努めるとともに、家庭の経済状況などにかかわらず、誰もが安心して学ぶことができる総合的な教育環境の整備に努めます。

高等教育機関の持つ研究機能や専門的なネットワークを生かした交流を推進するとともに、地域と密着した高等教育活動を促進します。

(6) 家庭教育支援の推進

家庭がすべての教育の出発点であることから、家庭の支えになる取り組みや子どもの自立に向けた取り組みなど、家庭教育に関する情報提供や学習機会の充実に通じて、家庭の教育力の向上に努めます。

〔関連する個別計画〕

- 釧路市教育推進基本計画 2018(平成30)年度
- 釧路市社会教育推進計画 2018(平成30)年度
- 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015(平成27)年度

*情報モラル…情報通信ネットワークを利用する際、他者への影響を考え、責任を持って、正しく安全に利用するための基本的な考え方や態度のこと。

第6節 文化・芸術

〔現状と課題〕

文化芸術は人びとの感性を磨き、心の豊かさや創造力を育むなかで、人びとの生活に潤いをもたらします。また、地域への愛着を持って行われる文化芸術活動は、地域社会の活性化につながるものです。

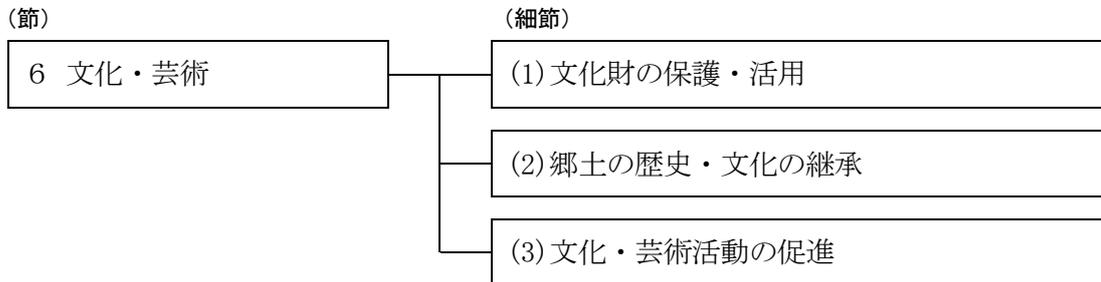
本市では、生涯学習センターや、文化会館をはじめ、様々な社会教育施設が文化芸術活動の拠点として、その振興に大きな役割を果たしています。さらに、美術館などの施設では、市民の美術鑑賞に対するニーズを把握し、優れた様々な作品の展覧会を開催するとともに、芸術に関する興味関心を高めるための教育普及事業を行うなど、芸術の推進とその水準の向上に努めています。

今後、市民が活発に文化芸術活動に取り組むために、文化や芸術に触れる機会の提供や様々な取り組みへの支援を充実させるなど、誰もが気軽に参加できる体制づくりが重要です。また、優れた文化・芸術を創造していくために、芸術に関する指導者やその担い手となる人材を発掘・育成する取り組みが必要です。

各地域の歴史や風土を反映した郷土芸能など、地域ならではの特色ある文化芸術活動は地域への愛着につながるものであり、将来にわたって継承する取り組みが求められています。

学術的価値が高い史跡や、特別天然記念物である「タンチョウ」と「阿寒湖のマリモ」をはじめとした文化財については、今後も学術研究や、その価値を普及啓発することで、保護、活用に向けた取り組みを進めることが重要です。

〔施策の体系〕



〔施策展開〕

(1) 文化財の保護・活用

本市には、北海道の遺跡を特徴づける国指定史跡のチャン跡をはじめとした貴重な史跡や、国指定の特別天然記念物である「タンチョウ」と「阿寒湖のマリモ」など、学術的価値が高い貴重な文化財があります。これらの文化財を適切に保存、保護するとともに、市民や本市を訪れる人に歴史や自然・文化に対する理解を深めてもらうための環境づくりへの活用を検討します。

(2) 郷土の歴史・文化の継承

地域の歴史を後世に伝えるため、地域史料の保存、活用に努めます。また、地域芸能、郷土の芸術・文化の保存・伝承のため、地元芸術家や郷土作家、芸術文化団体等の創作活動の支援や顕彰を行うとともに、郷土文学作家の作品や資料の収集・保存・公開を行います。

(3) 文化・芸術活動の促進

市民の自主的な活動を支援し、成果発表や参加できる場の拡充に努めるとともに、地域や学

校等との連携を図り、子どもたちの文化芸術に触れる機会や芸術活動への参加を促進します。

文化芸術への意識を高めるため、広範な芸術を鑑賞できる機会の提供や、魅力のある展示、企画に努めます。また、広報くしろやインターネット、FMコミュニティラジオ等により、芸術鑑賞に関する情報を広く発信します。

〔関連する個別計画〕

- 釧路市社会教育推進計画 2018(平成30)年度
- 釧路市文化芸術振興計画 2018(平成30)年度
- マリモ保護管理計画（協議会策定）2012(平成24)年度
- 釧路市動物園基本構想 2009(平成21)年度

第7節 スポーツ

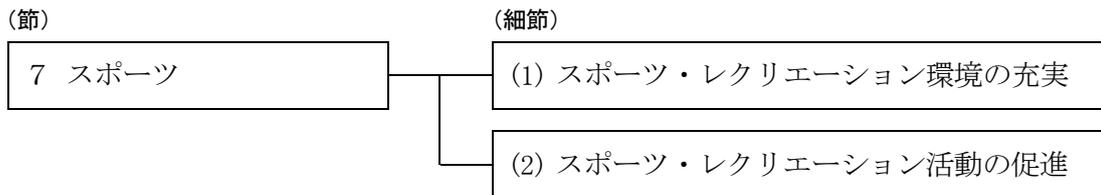
〔現状と課題〕

全国的な健康志向の高まりから、スポーツ・レクリエーションに対する関心が高まっています。その一方で、日常生活での体を動かす機会の減少や、子どもの体力低下といった課題も見られており、誰もがそれぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現が求められています。

本市は1989(平成元)年にスポーツ都市を目指した「スポーツ都市宣言」を行い、これまで、*総合型地域スポーツクラブの設立促進に向けた人材育成や、軽スポーツの普及促進、スポーツ教室の開催などの取り組みを推進しています。しかし、少子高齢化の影響から競技人口は減少傾向にあり、指導者の養成や地域間交流イベントの実施など地域スポーツの活性化を図る必要があります。

また、幅広い年齢層の市民が安全かつ快適にスポーツ活動を楽しめる環境を維持していくため、スポーツ施設の計画的な整備改修を図る必要があります。さらに、夏季の冷涼な気候や氷上競技が盛んな風土など本市の強みを生かして、国際大会や全国大会、全道大会、合宿などの積極的な誘致に取り組むことでスポーツ・レクリエーション活動の活性化につなげることが重要です。

〔施策の体系〕



〔施策展開〕

(1) スポーツ・レクリエーション環境の充実

スポーツ・レクリエーション活動の振興を図るため、市民が安全かつ快適に活動を行うことができるよう、競技ルール変更への対応や、計画的に施設や備品の更新を行うなど、活動環境の維持、充実を図ります。

国内における氷上スポーツの中心地である「氷都くしろ」として、競技人口の拡大や地元競技力の向上、交流人口の拡大を図ります。

(2) スポーツ・レクリエーション活動の促進

市民の健康増進と競技人口の拡大など、スポーツ・レクリエーションの普及のため、スポーツ事業の企画や団体の育成のほか、スポーツ推進委員や社会体育指導員によるスポーツ教室の指導や出前講座等を通じて体力づくりや運動の楽しさを知ってもらう機会の創出を図ります。

また、スポーツ・レクリエーション活動を促進するため、市内の地域スポーツ推進協議会の活動を支援しながら、総合型地域スポーツクラブへの移行や設立後の活動をサポートします。

地元競技者の技術力向上と各種施設の有効活用などスポーツ活動の振興のため、国内外の競技団体の合宿誘致の推進や受入態勢の充実を図ります。

〔関連する個別計画〕

- 釧路市社会教育推進計画 2018(平成30)年度

*総合型地域スポーツクラブ…多世代が参加でき地域住民が主体的に運営する多種目型のスポーツクラブ。